

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成30年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成31年1月17日（木） 午後7時30分から午後8時40分まで
開 催 場 所	301集会室（市役所3階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、田中 洋子、濱浦 雪代、宮崎 正巳 保険医代表 齊藤 直人、三條 治、山内 立行 公益代表 沖野 清子、田代 芳久、宮崎 文永、靱山 敏夫 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：指田 登生 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課係長（国民健康保険係）、保険年金課主事（同係）
報 告 事 項	第1回会議録について
議 題	(1) 諮問事項の検討について 「平成31年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」 (2) その他
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料1 第1回会議録</li> <li>・ 資料2 確定係数に基づく国保事業費納付金等について</li> <li>・ 資料3 国保税率改定試算表</li> <li>・ 資料4 モデルケース別影響額</li> <li>・ 資料5 多子世帯におけるモデルケース別影響額</li> <li>・ 資料6 平成31年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について（答申案）</li> <li>・ 資料7 旧被扶養者減免制度見直しについて</li> <li>・ 補足資料 医療費指数の算出方法について</li> </ul>
結 論 <small>（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）</small>	議題(1) 次回の会議において、退職被保険者納付金の確定を加味した税率改定案の検討及び答申案の審議を行うため、事務局が送付する答申案等を事前に確認する。
審 議 経 過 <small>（主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）</small>	<b>報告事項 第1回会議録について</b> <b>【事務局説明要旨】</b> （保険年金課長） 事前に出席者に確認したところ、一部誤字に関する修正があったため、当該修正を行った上で、会議録署名委員に署名をしていただいた。 （会長） 説明について質疑等はあるか。 <b>【質疑・意見等】</b> （委員） 質疑等なし。 （会長） 質疑等なしと認める。  <b>議題（1）諮問事項の検討について</b>

「平成31年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

事前配布資料2から4、当日配布した差替え資料及び補足資料に沿って、平成31年度確定係数に基づく国保事業納付金等の算定結果、本市の法定外繰入金の状況及び医療費指数の算出方法を示し、介護納付金の均等割を1,700円引下げ、12,900円とするとともに、医療分の所得割を0.04%引下げ、5.51%に、均等割を400円引下げ、31,000円に、賦課限度額改定前の税率について医療分の所得割が5.53%になり、賦課限度額改定により0.02%下がる旨を説明した。

(会長)

事務局からの説明は以上である。説明について質疑等はあるか。

【質疑・意見等】

(会長)

資料3の試算表Bの改定案パターン2B欄の保険税額(調定)において、限度額改定版と限度額未改定版を比較すると差異が生じているが、これは何か。

(保険年金課長)

差異については、医療分の所得割の税率が限度額改定版であれば、5.51%で、限度額未改定版であれば5.53%と違いがあることから、差異が生じているものである。

(市民部長)

補足だが、今回からの税率改定の基本的な考え方として、国保財政健全化計画に掲げる赤字繰入金解消額52,022千円が基準となることから、当該解消額を基準に税率試算した場合に、差異が生じたものである。

(委員)

資料2の確定係数に基づく介護納付金の額が仮係数に基づく介護納付金の額から10.33%の減額となっているが、その要因は何か。

(保険年金課長)

東京都に確認したところ、国が介護納付金を算定するに当たり使用している過年度の第2号被保険者の仮係数での数値が1,097,602人であり、過大に見込まれていると考えられるため、国に実績値に合わせるよう補正申請した結果、確定係数では東京都の補正申請どおりの数値1,002,398人となったことから、東京都内の区市町村全体で介護納付金が減額となったところである。

(委員)

資料3の賦課限度額を改定した場合の影響額及び世帯数は。

(保険年金課長)

影響額は3,913,057円で、世帯数は8世帯である。

(委員)

賦課限度額の改定による影響というのは改定することにより、新たに増加する世帯数という解釈でよいのか。

(保険年金課長)

そのとおりである。

(委員)

資料4のモデルケース1において、所得金額に対して国保税の賦課額の占める割合は13%になるということでしょうか。

(保険年金課長)

そのとおりである。

(委員)

今回の税率改正は比較的強く抑えられたものと理解できるが、国保財政健全化計画に基づき、法定外繰入金を解消するため、毎年税率改正することは被保険者の生活に与える影響が大きいので、どこかのタイミングで国保財政健全化計画を見直した方がよいと意見として申し上げる。

(委員)

介護納付金の均等割を標準保険税率に近づけるよう調整しているが、所得割を調整しない理由は何か。

(保険年金課長)

前回の会議の際に確定係数に基づく国保事業費納付金が示された場合には、医療分の所得割及び均等割で調整することで結論いただいたが、今回東京都から示された介護納付金の均等割については、標準保険税率を上回る賦課額となっており、是正する必要があることから、均等割を調整したところである。なお、介護納付金の所得割については、前回の会議でもお話ししたが、標準保険税率との差があまりないことから、調整は行わないこととしたところである。

(委員)

資料3において、東京都に国保事業費納付金を支払う財源として、国保税及び法定外繰入金となると思われるが、調定額と法定外繰入金を足した場合は納付金を賄えるが、収納額と法定外繰入金では賄えないようだが、その差分は法定外繰入金を増額して賄うということか。

(保険年金課長)

国保事業費納付金の財源は国保税及び法定外繰入金以外に加えて国及び東京都からの補助金があり、それらを含めて国保事業費納付金を支払うこととなる。しかし、あくまで試算により示している収納額であり、収納率が仮に当該率から下がった場合は法定外繰入金を増額する必要がある。

(会長)

他に質疑等がないので、ここで、今後の本協議会の進め方について確認する。税率の改定については、前回の会議にて決定したとおり、パターン2を基本とし、退職被保険者納付金が確定した際に調整が必要となった場合は調整した税率改定案を次回の会議にて検討する。また、今回は本協議会としての答申案についても併せて審議するため、事務局から答申案が送付された際には各委員に事前の確認をお願いする。引き続き事務局から説明をお願いする。

#### 【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

当日配布した差替え資料5及び事前配布資料6に沿って、平成31年度確定係数に基づく国保事業納付金等の算定結果により算出した税率によるモデルケースごとの多子世帯に対する国民健康保険税の減免の状況、多子世帯に対する国民健康保険税の減免のみについて抜粋した答申案を説明した。

(会長)

事務局からの説明は以上である。説明について質疑等はあるか。

#### 【質疑・意見等】

(委員)

前回の会議でも指摘があったことだが、多子世帯に対する減免は原則として申請によらなければ受けられないとのことである。市として減免の対象となる世帯に漏れがないように周知できる体制は整っているのか。

(保険年金課長)

市報、ホームページにより、周知を行うとともに、7月には減免制度のリーフレットにより減免制度がある旨の周知を行い、8月に個別に対象世帯に減免制度の案内及び申請書を送付することで対応を図りたいと考えている。また、他課での子育て情報サイトなど別の視点から周知を図れないか検討したいと考えている。

(会長)  
 国保税を滞納している世帯に減免制度を導入しない考えはあるのか。

(保険年金課長)  
 今後、滞納世帯を対象とするかを含め詳細について検討する。

(委員)  
 制度の趣旨から考えれば、滞納者を区別して導入することは趣旨に反するものと考えられるので、区別せず導入するよう要望する。

(委員)  
 答申案の内容に制度の周知について、含める必要があるのではないかと。

(保険年金課長)  
 今回の会議でいただいた意見等を踏まえ答申案を修正し、平成31年度国民健康保険税率の答申案と併せて次回の会議にお示しする。

(委員)  
 答申案の内容に前回の会議において、3年間の激変緩和措置として導入し、その後評価を行うとの結論がでたので、評価についても答申案に含める必要があるのではないかと。

(保険年金課長)  
 次回の会議までに検討する。

(会長)  
 評価については、市の考えであり、答申案に含めなくてよいのではないかと。

(市民部長)  
 答申案には含めず、3年後に本協議会に成果について報告し、その後の継続性について再度御協議いただくこととしたい。

(会長)  
 評価については、答申案には含めないこととするが、評価及びその後の継続性を協議することは本協議会として必要があると考える。それでは、本協議会として多子世帯に対する国民健康保険税の減免についての答申を決定することとし、字句、数字などの調整は会長に一任いただきたい。これに御異議あるか。

(委員)  
 なし。

(会長)  
 異議なしと認める。次に、議題(2)その他について、事務局から説明をお願いします。

**議題(2) その他**

**【事務局説明要旨】**

(保険年金課長)  
 資料7に沿って、旧被扶養者減免制度について、後期高齢者医療保険制度の見直しに併せて国民健康保険制度の減免制度を見直す旨説明した。

(会長)  
 事務局からの説明は以上である。説明について質疑等はあるか。

**【質疑・意見等】**

(委員)  
 旧被扶養者減免制度を見直したことによる一人当たりの影響額は試算しているか。

(保険年金課長)  
 一人当たりの影響額については、試算していないが、全体の影響として減免制度の対象外となる世帯数が17世帯で、影響額が323,190円となる見込みである。

(会長)  
 他に質疑等あるか。

	(委員) なし。 (会長) 他に事務局から何かあるか。 (保険年金課長) 次の日程であるが、委員の出席率から平成31年1月24日(木)午後7時30分から301会議室で開催予定である。 (会長) 了解した。他に質疑等がないため、これにて、平成30年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。
--	--

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )	傍聴者： 4 人
-------------	---	----------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等： )
--------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課 (内線：132)
-------	--------------------

別紙(第4号様式 第10条関係)のとおり会議の顛末を署名し捺印する。

会 長 印

被保険者代表委員 印

保険医等代表委員 印

公益代表委員 印